

平成20年度 第1回 奈良県自立支援協議会 全体会 議事録

日時：平成20年4月21日（月）

13：30～

場所：奈良県庁5階 第一会議室

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題 等
 - ① 県自立支援協議会の機能強化について
 - ② 市町村への助言支援について
 - ③ その他 意見交換
 - ④ 質疑応答 等
- 4 閉 会

古市障害福祉課長 挨拶

- ・「障害があっても地域で安心して生活できる社会の実現」をめざして障害者自立支援法が施行され、既に2年が経過し、この間、関係機関及び関係者の皆様方の協力を頂きながら、地域生活移行支援や就労移行支援に取り組んできたところです。
- ・今年度は、平成18年度に策定した奈良県障害福祉計画の第1期計画が終了し、平成21年度から始まる第2期計画を策定すべき年度に当たります。
- ・第1期計画では、平成23年度を目標において、地域の実状に応じてサービスの数値目標を設定しましたが、第2期計画の策定においては、さらに、①サービスの基盤整備につなげる、②都道府県が市町村と協働して「圏域」単位のサービス基盤を考える、③個々の障害者に対してサービス相互が有機的につながる仕組みを考える、という3つの基本的な方針が国から示され、この基本方針に沿って現状把握と分析を十分に進めることとなります。
- ・本日は、この後、全体会において当協議会の機能強化に係る事案をはじめ、市町村への助言支援等についても審議していただく予定であり、この中では、部会の再編成と部会メンバーを決めていただくことを予定しております。
- ・県では、開かれた県政を推進するために、審議会等の会議を公開し、県政の透明性の一層の向上を図る目的から、本日の協議会は公開での開催であります。
- ・今後とも、当協議会の意見等をいただきながら、障害のある人が安心して生活できる地域づくりへの取り組みに対し、県としても積極的な支援を行ってまいりたいと考えておりますので各委員の皆様方におかれましては忌憚のない意見を賜りたいと思います。

議題① 県自立支援協議会の機能強化について

＜別紙資料 1 参照＞

廣瀬会長

- ・ 本年度は、奈良県自立支援協議会としてこの組織体制で取り組みながら、運営方法について今後検証していくという思いを込めて、この方向でやってく。
- ・ 各部会の各委員の所属については、＜別紙資料 2＞の奈良県自立支援協議会委員名簿参照。

（各部会の構成メンバーについては、取り組む課題に応じて適宜構成委員を追加）

議題② 市町村への助言支援について

森川障害福祉課長補佐 説明

・ 市町村への助言支援について、県の大きな役割の一つ。今回、3つの提案をさせていただきたい。

- ・ 「（仮称）全県自立支援協議会キャラバン」の実施について ＜別紙資料 3 参照＞
 - 目的としては県の障害福祉施策の方向性、市町村にきちっと知ってもらいたい。県の施策の透明性の確保。
 - ・ 自立支援協議会の役目、情報の共有、ネットワークづくり、県自立支援協議会内容の周知
 - ・ 実施方法については、奈良県自立支援協議会の運営委員会にて開催時期を含め、企画・立案する。
- ・ 「ほっと支援戦略プラン」実施要領（案） ＜別紙資料 4、5 参照＞
 - 県の構想について、提示。具体的な取組については、今後市町村等と議論していく。
※ 渡辺委員作成のプランについて、渡辺委員による説明＜別紙資料 6 参照＞
- ・ 「相談支援・充実強化事業」実施要領（案） ＜別紙資料 7、8 参照＞
 - 県としては事業メニューを有効に活用して、障害のある方のニーズ調査を実施し、今回障害福祉計画の見直し計画に反映したい。
- ・ 「奈良県地域自立支援協議会の現状（H20. 3. 1 現在） ＜別紙資料 9 照＞
 - ※ 国が、自立支援協議会の運営マニュアルを作成 下記アドレス 参照
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/management-manual.html>

各議題について各委員からの発言内容

「（仮称）全県自立支援協議会キャラバン」の実施について ＜別紙資料 3 参照＞

喜多委員（南和圏域マネージャー）

南和圏域における自立支援協議会をもっと活性化したい。五條市と吉野町、大淀町、下市町の1市3町の合同の自立支援協議会に、当該キャラバンにより、背中を押して頂けるような企画を考えている。もう一つは、圏域全体の底上げをしていかないと考えており、昨年9月に市町村担当者レベルの打合せがあったので、平成20年度はそこで、仕掛けができればと考えている。

山岡委員（中和圏域マネージャー）

中和で2つの自立支援協議会が行われている。それをくっつけたような、圏域の自立支援協議会みたいなもののきっかけみたいなのができればと思っている。

村山委員（東和圏域マネージャー）

今の東和圏域での自立支援協議会の設置状況では、今キャラバンがあるのはほとんど意味がないと思っていたが、市町村の協議会への意識がかなり低いと感じている。自立支援協議会でどういう話をすればいいのか、協議会を作っても意味がないのではないかとそういうことを市町村としては、懸念されている。市町村の自立支援協議会に手が届かないのが、実際の実情である。例えば、21年度には作りたいという思いはあるが、実際の中身はどうするかについては、まったくない状況である。

東和圏域内で、実際に市町村自立支援協議会ができているのが、桜井市と5月末に宇陀市、曽爾村、御杖村で合同の自立支援協議会の立ち上げが予定されており、その2つに対して、地域から出て来そうなニーズをあげて頂いて、中身のある市町村自立支援協議会にしていったらと考えています。

吉川旧委員（平成19年度西和圏域マネージャー）

西和圏域は、大和郡山市、生駒市、西和7町の3つのエリアにはっきり分かれているので、圏域単位で当該キャラバンというのは、それぞれのエリアについてまだまだ育っていない状況ですので、3つのそれぞれのエリアについて県の自立支援協議会の委員が出向いて、それぞれの課題に応じた具体的な調整ができればと考えている。3つとも課題が全然違うので。

小島委員（奈良圏域代表）

奈良市自立支援協議会は、とりあえず全ての部会が立ち上がって、現在昨年度の総括をおこなっているところ。平成20年度の方針がきちっと固まっている訳ではないが、ある程度の形ができているので、奈良県の自立支援協議会からきていただくと言うよりは、逆に奈良圏域の奈良市地域の他のところから、奈良市自立支援協議会を見に来ていただくのもかまわないのかなというところで、奈良圏域では当該キャラバンに来ていただくというのには考えていない。

廣瀬会長

キャラバンについては、それぞれの圏域で今後企画をして、今日立ち上がる運営委員会にて、そこで細かく情報交換して、開催時期を含め、企画・立案する。その他、キャラバンについて、何か意見があれば御願います。

小西委員

成り立ちの経緯があると思うが、奈良県で圏域をつくったということは、圏域内の福祉を整えていくのが一番大きな目的ではないか。奈良圏域は1区（奈良市）でいけるが、圏域にキャラバンで行くと言うことは、いろんな地域格差を是正する中で、まず圏域の中で福祉資源を作っていくという形に入っていくために、圏域という形を持ってきたのか等を圏域の設定を明確にする必要があるのではないか。そうすることによって、キャラバンの意味がよくわかるのではないか。

森川障害福祉課長補佐

圏域とは障害保健福祉施策を進める上で、人口30万人くらいというのが国の基本的な考え方によるものであるが、医療圏域と併せての障害保健福祉の圏域も5つ設定されており、県として1個1個の市町村への支援には限度もあるので、圏域単位で整理していこうということが、奈良県障害者長期計画2005にも明快に明記されています。圏域単位で相談支援体制を整備していく。そういうことで各圏域に圏域マネージャーを配置して、圏域の圏域力をあげていこうというのが基本にあります。それぞれ市町村で、自立支援協議会を取り組んでるが、まだまだ立ち上がっていない市町村もあり、立ち上がったものの、どのように運営していけばよいか、まだよくわからない市町村もあり、当該キャラバンにより、いろいろ刺激を与えるというか、情報提供しながら、相談支援体制を含めた地域ケアシステムを作っていきたいというのが、このキャラバンの狙いである。

小西委員

ということは、圏域整備が第一課題だということか。いろいろな福祉事業をしていく中で、全部が1市町村でまかなうのが無理であるという事で、圏域の中で自立支援協議会を作っていくということなのか、まだその当たりが私の中で整理できない。

廣瀬会長

例えば、西和圏域では3つにエリアが分かれる。中和圏域みたいに一定の成熟されている圏域と、東和圏域ではケース課題がなかなか出てこない等の現状から考えると、エリア毎に課題が異なる。国にも提言しているが、国も自立支援協議会を作る必要があると。その当たりの相方向性を持たないといけない。県と市町村の自立支援協議会が相方向性を持た

ないといけないと考える。障害保健福祉圏域の発想は、ノーマライゼーション7か年戦略が示されたときに、旧自治省からでただけで、全国的にも圏域での自利支援協議会を作って、動いている所はないと思う。地域事情を掌握している圏域マネージャーが、西和圏域だと当面3つのエリアでいこうかだとか、地域事情を優先する形で、このキャラバンを活用すればいいのではないかと。県としては、圏域での組織化とのイメージはあるのか。

森川障害福祉課長補佐

事務局としては、ここで議論していただいた方向で御願いしたいと思っている。

小西委員

基本的には、各市町村の独自性を出せるか。それが育つまでの間、圏域がサポートしていくというのが地域づくりであって、圏域が調整機能をもつ。どちらかという支援者が中心に障害者自立支援法が進んでいるが、利用者主体ではなく、事業所単位で動いていく中で、事業所間の考え方の違いであるとか、そういった圏域の課題について、奈良県の課題をまず、圏域の中で消化してもらうことも必要ではないか。

廣瀬会長

キャラバンについてであるとか、最終的に目指す方向についても、引き続き運営協議会で議論ということによろしいか。

「ほっと支援戦略プラン」実施要領(案) <別紙資料4、5 参照>について

渡辺委員の作成資料について 渡辺委員から説明<別紙資料6 参照>

渡辺委員

金曜日に長野県の西駒郷の地域生活移行についての山田氏の話聞いたが、地域移行のやり方がすばらしい。北海道の伊達市のように、山間地に返せないから、伊達市に全部呼んで、伊達市がグループホームの町になったとか、それはそれで全部否定する訳ではないが、宮城県の舟形コロニーの場合、職員が一緒になって地域のグループホームに移っていくというやり方をしていたが、長野県は、出身の地域に戻すと、そのために支援のための資源を作りながら、地域移行を進めた。地域移行をきっかけにして、地域の資源を塗り替えていったという実践だったと改めて知った。

そういうものが奈良県にも必要と思う。ほっと支援戦略プラン説明の図の左右両側に方向性がある、地域移行支援と就労移行支援を念頭において、具体的にどういったものから対象になるかの提案です。

1つ目は、児童施設障害児施設から就労して地域へでる18歳の人々の地域移行についてで

す。

私の施設で延べ10人近くをグループホームに受け入れてきているが、ほとんどうまくいっていない。色んな理由が人それぞれあるが、自分で自分の生活や人生を築き上げていくという経験があまりにも少なすぎる。施設を出て地域に来たが、与えられた環境を使いこなす力がない。というところでいろいろなトラブルが起きて、破綻していってしまうという経過がある。もっと前から手を携えて準備しないとうまくいかないという気がずっとしてきた。

ある児童擁護施設の話であるが、施設入所児の3割が知的障害児で占めているのが現状です。今までのように就労するというサイクルがなかなか通用しない。その人たちをどうしていくのかの課題がある。そのまま大人の入所施設に送っていいのかの議論がある。

受入側の自分たちと送り出す側の人たちが、それぞれ悩んでいるのであれば、それらを上手くかさねて、3年前倒しで、生活の部分で地域の中で自立していく訓練を始めてもらい、18歳になったら、その生活をベースにして、就労のチャレンジをするという、3年かけて2段階ですするというふうなことをすれば、うまくいく気がします。

そういう部分の検討をしていきたい。大人の施設からの地域移行の課題と並行して、障害児施設からの地域移行を考えていくことが必要と考える。

2つ目は、精神障害者の退院促進についてです。

誰が退院のニーズを発掘して、誰がどう支えていくのか、病院の側からこの人を出したいですと言うのを待っていたのでは、障害福祉計画の目標値は到底達成できない。

困難ケースをきっちり対応することが、地域の資源の発掘や基盤の整備や地域の自立支援協議会の充実のための地域の鍵であると考えている。

自立支援協議会で議論する明確なテーマを決めながら、それを解決するためのキーマンを組織していかないと、本当に困っている人たちの支援ができるのか思っている。

困難ケースに対して、相談支援事業のレベルアップをどう図っていくのかも課題である。

吉川旧委員

精神障害のある方の地域移行支援については、精神障害者の本体事業といわれる退院促進の支援事業と19,20年度にはその強化事業、本体事業は個別に関わっていくというのが主であるので、それをどういう風に入院中の患者さんであるとか医療機関のスタッフ、地域の皆様に事業の周知・啓発等が必要。今年度からは退院促進のよる地域での定着に向けた地域移行の事業があり。それらの事業が、3本の柱になっている。

西和での取組は、精神の方の退院促進のための支援については、市町村単位では解決できないので、圏域の取組が必要となってくる。実効性のある取組方法について、西和圏域で検討している状況である。

豊田委員

児童擁護知的障害児施設に入るにはすべて相談所が間に入る。ケースの中にも、障害児施設を出る場合に、親御さんが生活保護受給世帯で、子どもを引き受けられないというケースがある。子どもさんたちのケース会議を養護学校が設定して、その子の居場所のためのケース会議が3月に入ってからの場合もある。働くことだけではなく、ご飯食べないといけない、毎日帰ってこないといけない家がないといけないという視点が重要となってくる。軽度知的障害のある方、療育手帳でB、雇用促進でいうとIQで60をきりますので、加算つきます。いわゆる就労では重度の方の場合も、繰り返しの仕事は覚えられたが、毎晩かえってご飯を何にするとか、銀行に水道代を払い込まないといけないということを本人に知恵付けされないまま、居場所だけが、入れ物だけが用意されたので、本人には「がんばりなさい」と言う実態もある。

障害があろうがなかろうが高校卒業から働く人はいるが、特に障害のある人であれば、3年間高校生活をする中で、生活することも考え、生活面で徐々に覚えていってもらいたいと個人的に考える。また、働く意味合いも知らないまま卒業していくと、自分で働いて、自分で得られたお金でいろいろな物を買える喜びというもの、知らされていないと思う。朝8時が来たら家から出されて、仕事に行くというルーチンの繰り返しについては、体得されているが、働く意味合い喜びについては、身につけていないまま、そうするとうまくいかないときに、これはおもしろくないから辞めようと言うことになってしまう。もう少し働くと言うことに、自分で引っぱりを持ってほしい、それがないため、仕事を辞めてしまう人もいる。

また、現行の障害者自立支援法の場合、契約になったというものの、児童擁護とか児の施設については、ほとんどが措置の状態である。(知的障害児施設の者<しゃ:大人>の方は、ほとんど契約になっている。)措置制度が残っているので、措置制度を入れながら、グループで小集団で住んでいくための、お金の出所のなんぎさもありと思う。現行の中でやっていく中では、年1回は、児童擁護施設、児施設をこども家庭相談センターとして、巡回している。その中で、3年先に卒業していった時の話題というのが、出て来にくい。前回から今回の1年間でうまくできましたとか、来年こんな風にやりますとか、それで終わってしまう。僅かの短い時間で、回していくというのが現状である。こども家庭相談センターのケースワーカーとしては、チームを作った中に入って行って、この子達を者<しゃ:大人>にしていくことに協力していくことは、ケースワーカー全員が思っていることである。

梅田委員

特別支援学校の中学校中学部に在籍するころから進路についての体験はやっている。徐々に意識を高めている。

おこさんを見ていく段階、モデルとしては参加させていただくのはいいと思う。3年生の段階では、学校の中では、やっていっているはずです。

廣瀬会長

渡辺委員のイメージとしては、生活面を在学中にグループホーム等で体験しながら、学校に通って、その間に就労を体験していった、卒業と同時にグループホームから就職先に通うという。

梅田委員

生活の場できていないと職場定着につながっていかない。ケースとしてモデルができあがっていけば、他のお子さんにもつながっていく。もちろんグループホームだけではなくて、自宅から通っている人も共通していけるのではないかな。

岡田委員

保護者がいるけど生活支援の部分で弱いという人と、今回大橋の離職された方のように、身内に支援者がいない状況もある。また、保護者がいるけど生活支援ができないといったところのほうが問題が大きいのではないかな。

小島委員

就労支援してきて、児童施設にずっといる人が就職するが、定着率はすごく低い。何ではたらかないといけないのか。施設にいれば、食事が出てくる。全部やってくれている。ほとんどやってもらえる。働くことに対する意識が低い。児童施設にいるときからなんらかの関わり、そこに生活支援の部分が出て来ているので、そこも整理していかないといけないと考えている。

昨年終わり、養護学校と調整して3年生の終わり、卒業前に「なら障害者就業・生活支援センター」に登録してもらって、就職に向けた支援が必要な方については、再度説明をさせていただいて、試行的に先生と一緒に生活面もフォローしながら、継続的に働くことのサポートをしていかなければ、離職者が多い。特に GH に移行している人については、いろいろプッシュしていこうと考えている。

廣瀬会長

今後は、この課題については、自立支援協議会のモデル事業で検討していければと考えますので、よろしくお願ひしたい。

「相談支援・充実強化事業」実施要領(案) <別紙資料7、8 参照>

廣瀬会長

- ・ 第1次の障害福祉計画は、量的な調査をして、国の数値目標を元に、計画ができただけで、事務局のこの実施要領を見ると、基本的には、量的なものではなくて、きちっとし

た事例を把握していきながら、私的な物語を書き落としていくような計画づくりというイメージがある。

尾崎委員

実際のニーズ調査をやっていると、現場の実態はすごくリアリティがある。大変だということで、自分の膝が下を向いていってしまうということがあり、その中で、県が示された強化事業実施要綱については、検討はしなければならないが、全体像としては悪いものではないと思う。自分のケースは表面化しているものである。実際には、何の支援も受けていないケースもある。早く表面化させて、そのケースについて、どのような支援が行えるか。いわゆる長野県のバームクーヘン型支援ではないが、地域の中でのその方の位置づけであるとか、そういったニーズをどう表面化させるのかを重きをおいて、役所に行かずに、福祉サービスがあること自体を知らない人がいるので、その方達への支援については、民生委員さんであったり、地区の社会福祉協議会であったり、それらを巻き込んだ体制づくりが不可欠であると考え。表に出てこない人たちへの支援について、体制整備をしていくというセーフティーネットをつくっていかないといけない。県の自立支援協議会で話し合われたことで、何人の人が地域で救われたのかを、もっともっと重要視していく必要があると考えている。

中舎委員

奈良市の相談支援の事業で、精神障害の支援の部分で、ニーズ調査が再度必要という声がある。身体の重度の方へのサービスが届かないことであったり、福祉サービスの支給量が足りないことであったりとか、悲惨な状況がある。三障害サービスの見直しみたいな、福祉計画を今やっておかないといけない。ただ、市にニーズをどうもっていくか、奈良市の障害福祉課に交渉しようということになったが。これからの調整となってくるが。ただ、手法として難しい面があると思う。現在、自立支援協議会での検討となっているので、その当たりを各圏域の自立支援協議会がどう動けるのか、市がどういうふうを考えるか、県との調整が難しいと考える。

廣瀬会長

奈良市は策定の予算組んでいるはず。そこで、悉皆調査が必要であれば、当然やっていくべきである。ただ、自立支援法に基づく福祉計画であるので、いわゆる福祉サービスの数値目標が中心になるけれども、本来の福祉サービスだけでは、とんでもない生活実態の人がたくさんいるので、それを立体化するために、プラス聞き取りによって、物語を立体化していかないといけない。

小西委員

自立支援協議会ができたことにより市との距離は近づいたが、市がすべきことと、自立支援協議会がすべきことの整理が見えなくなってきている。

計画の見直しの為のワーキングチームが市の自立支援協議会が私的なワーキングチームで、当然策定委員会、推進委員会が設定されているので、見直しをするのに、自立支援協議会の若い人たちが、共通認識を持ちながら作っていくという事で、次の世代の人材育成にもつながる。

行政説明についても県がしているが、市と市の自立支援協議会の溝があいてきている。それをどう詰めるか、1年間推進委員会も開かれていない。

廣瀬会長

この事業についての使い方、立体化、提案していけるとプラスになる。個別にモデルを作って県自立支援協議会でやってみる。

小島委員

この件については、まだ誰がどうやってまで決まっていらないが、委託相談支援事業者の知的精神担当が2人ペアで、地域の民生委員等の地域の方々に声をかけて集まってもらって、障害のある方々も集まってもらって、問題があれば話し合う等の回るのはどうだろうかという話もある。どうニーズを把握するか、特に包括支援センターには、いろんな相談が持ち込まれている。そこに地域自立支援協議会があるということを知ってもらうことで、ニーズの拾い上げが出来るのではないかということの考え方を進めている。自分の客観的な意見としては、どういう調査把握をするのか、実践レベルのやり方で、大学の教授等の調査の仕方のプロとの連携が必要と考える。

いま集まっている人は実践的なやり方であって、調査研究のプロを連れてきて方法を検討しないと、良い結果が出ないとも感じている。

豊田委員

民生委員さんの活用していこうとか、地域の人を活用していこうとかというときには、フォーマットがあった方が便利かもしれないが、フォーマットにあがっていない項目に対して、落ちてくるそこが大変重要な場合がある。そうすると聞きに行った人の感性とか、注意の分散のできる度合いに応じて、情報量の多い良い調査も上がってくるが、本当に挙げられた項目だけで、行ったけど本当にこの人は困っている人であるか、ということの報告がなされないこともあり得る。

調査項目に当たっては、専門家による必要もあるが、またそれをいかに使いこなすかについては、調査員全員が知らないのと、調査がとらう終わることも考えられる。

廣瀬会長

まだまだ地域の課題が、相談支援事業所につながっていない状況がある。面談の仕方から個別の調査をしたい。量的な偏りはいくらあっても構わない。物語を書いた福祉計画がなかったら、計画がひびかない。170万円は使い道がある。調査論等使わなくても、相談支援事業所も一緒に伸びていくような使い方があってもよいのではないか。

小西委員

決して、計画は統計処理ではない。本当にモデルケースが欲しい。この場合は、こうした方がいい。無いなら作ればよい。そのデータを一箇所に集めるだけでも。福祉事業ではなく、その方の生活を支えたいという視点が大事。社会モデル、生活モデルでとらえて、大変な人を救うことにより、この仕組みでいける、仕事と生活のバリエーションを組み合わせ、事例を集めていけば、それで170万円は生きてくる。

廣瀬会長

数値目標ありきでは、本当の当事者の生活は反映されないのではないか。専門的な調査方法論よりも、リアリティのあるケースを拾えるような福祉計画になるように、活用できたらと考える。

森川障害福祉課長補佐

逆に印刷製本費は当該事業の経費の対象外であるという趣旨である。この事業はあくまでも、印刷製本費については、別途市町村で予算要求しているとの位置づけである。圏域ワーキング会議を開催し、障害福祉計画をどう作っていくか市町村とで議論していく。この事業についても市町村と一緒に考えていきたい。当該事業で、ニーズ把握して、いかに障害福祉計画に乗せていくか、全面に出して、市町村、県と一緒に考えていきたい。

佐谷委員

20年度計画予算はつかなかった。全ての課で計画にかかる予算がストップとなった。自分たちでやれということになった。補正だしていきたい。170万円つかってできるならうれしい。

もっともっと困難な事例を作って、あなたならどうすると問いかけて欲しい。

豊田委員

初任者研修の事例は更生相談所等のスタッフが作り込んだ多問題なケース。困難事例を抱えた、自分が無能力とってしまうのでは。誤解である。自分もケースワーカーであるが、相談をかけてくれてた中で、問題が広がって、だんだん多問題となる。

自分が信頼されたから話してくれたと思うようにしている。すぐには解決は難しいかも知れないが、一緒にやっ払いこうということで一端収まりがつくので、そんな風に一つ一つの困難とであって行くように、積み重ねを自分は付けるようにしている。無力だから困難事例を抱えるのではなくて、誰がやっても大変なんだと、その大変な事を聞き出せたあなたの力量がすばらしいというふうにシフトしていく時間をどこかで、研修の時にいれていかなければいけないと思った。

中舎委員

精神障害のある方への支援については、支援側があまりにもいない。議論していかないといけない。

小西委員

18歳になり、年金が出る20歳までの2年間にケアホームのお金がない。それをどうするのかいつも引っかかってくる。就職できればいいが、就職出来なかったら、例えばその形であれば、児童施設の中で、無理かわからないが、県として二十歳までは措置延長の中で、年金が出ればケアホームに移行して行って、就職にもっていかうというシステム化できればと考える。

廣瀬会長

今後の議論の中で、制度の谷間とか定義していく。相談支援・充実強化事業については、実施主体はあくまで市町村ですから、市町村が手を挙げた場合は、福祉計画の策定、相談支援事業所のスキルアップなどに活用できるよう圏域マネージャー又は委員さんで積極的に関与していただけるよう、お願いしたい。

その他議題として、尾崎委員から、独自にやられた聞き取り調査の報告を御願ひします。

尾崎委員

◆ Fさん 奈良市在住 夫46歳脳性麻痺 障害程度区分6

支給決定内容：身体介護120時間、重度訪問介護130時間

奥さん重度障害者 一人息子高校1年生

Fさん どんどんできなくなっている。調子が悪いと介助者に食事をお願いしている。

入浴介助も多くなってきた、頭痛もちで寝込むこともある。役所にも交渉しても支給決定量増えない 介護ニーズが増えると生活に支障がでる。移動に関しては、現在電動車いすを使っているが、体調が良かったら電動もコントロールが出来るが、体調が悪いと、停止できなくなり、介助者がいないと不安で、いきたいところにもいけない。いままでは、トイレも1人でしていたが、排泄、トイレもできない。

家にいるとお茶も飲めない トイレいけないので。支援が少ない。

就労については、請求や表を作っていたが、辞めている。できれば仕事をしたい

◆ 50歳、区分6 支給決定内容：身体介護100時間、重度訪問介護195時間
脳性麻痺

夕方から出かけると旦那さんが、サービスを受けられない。

ボランティアや通学支援がないので、電動車いすで あと200時間が欲しい

あごで電動いすを操作。現在の介護体制は、ボランティア16名（学生中心）、泊まり介護者月1名、有償介護が3人。7つの事業所のサービスを使っているが、ヘルパーの人材不足により、なかなかヘルパーを派遣してもらえない。

ヘルパー、車いす介護のポイントつかめないと、介護が成り立っていないので、厳しい。

◆ Nさん 奈良市在住38歳 男性 1旧 進行性金ジス 呼吸器装着

障害程度区分6 支給決定内容：身体介護100時間、重度訪問介護300時間
移動加算50時間

体調のこともあり、2週間だけ県営住宅で あと2週間は入院

就労の面では、週1回11時から18時の勤務の中で、体調が悪いと11時から15時30分としてもらっている。移動の面でいうと、入退院が非常に多いので、荷物の移動、呼吸器もあるということで、自動車移動。タクシーを使いたい料金がかかるので困る。

30年入院生活をされてから、自立生活を始めたが、呼吸器使用ということでいまの時間数では不足。今はいいが将来はどうなるのか、不安になる。

これらの3事例に共通しているのが、それぞれの生活状況に応じた支給決定等のサービスが行き届いていない。これはまだ表面化されているケースではあるが、各圏域でもあるいは奈良市でも取り上げて頂いて、いっしょにみんなで考えて応援できればと考えている。

廣瀬会長

これについても聞き取りとリンクしてもらってほしい。

これをもって、奈良県自立支援協議会 全体会の議論を終了します。

以上